

換価事務提要（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後				改正前			
換価事務提要				換価事務提要			
第一 引用の法令及び法令番号の一覧表				第一 引用の法令及び法令番号の一覧表			
索引	法令名	法令番号		索引	法令名	法令番号	
き	(省略) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 行政不服審査法 (省略)	(省略) 平成 25 年法律第 27 号 平成 26 年法律第 68 号 (省略)		き	(同左) (新設) 行政不服審査法 (同左)	(同左) (新設) 昭和 37 年法律第 160 号 (同左)	
第三 省略用語一覧表				第三 省略用語一覧表			
索引	省略用語	提要引用項目	省略された用語	索引	省略用語	提要引用項目	省略された用語
こ	(省略) 個人番号 (省略)	(省略) 101 (2) (省略)	(省略) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項《定義》に規定する「個人番号」をいう。 (省略)	こ	(同左) (新設) (同左)	(同左) (新設) (同左)	(同左) (新設) (同左)
第 3 章 公売実施の一般的手続				第 3 章 公売実施の一般的手続			
(省略)				(同左)			
第 1 節 公売実施内容の決定				第 1 節 公売実施内容の決定			
(公売実施日程の計画)				(公売実施日程の計画)			

換価事務提要（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>26 （省略）</p> <p>(1)～(9) （省略）</p> <p>(10) <u>不服申立て期間</u></p> <p>督促に関する<u>不服申立て</u>については、その差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）から<u>3</u>月を経過した日まで行うことができること（徴収法第 171 条第 1 項第 1 号参照）。</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 公売の通知</p> <p>（省略）</p> <p>（公売の通知）</p> <p>47 （省略）</p> <p>(1)～(4) （省略）</p> <p>(5) （省略）</p> <p>イ 「債権現在額申立書」の提出を必要としない者に対して、「公売通知書」を公売の日前（「<u>再調査の請求書</u>」又は「<u>審査請求書</u>」を公売の日までに提出することができるだけの期間を考慮した期日）に送達できるとき。</p> <p>ロ （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 換価の効果及び換価財産の権利移転の手続</p> <p>（省略）</p> <p>（動産の権利移転手続）</p> <p>99 動産の権利移転手続については、次による（徴収法第 119 条）。</p> <p>(1) 動産を搬出している場合</p>	<p>26 （同左）</p> <p>(1)～(9) （同左）</p> <p>(10) <u>異議申立て期間</u></p> <p>督促に関する<u>異議申立て</u>については、その差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）から<u>2</u>月を経過した日まで行うことができること（徴収法第 171 条第 1 項第 1 号参照）。</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 公売の通知</p> <p>（同左）</p> <p>（公売の通知）</p> <p>47 （同左）</p> <p>(1)～(4) （同左）</p> <p>(5) （同左）</p> <p>イ 「債権現在額申立書」の提出を必要としない者に対して、「公売通知書」を公売の日前（「<u>異議申立書</u>」<u>(国税局長による公売の場合は「審査請求書」を含む。)</u>）を公売の日までに提出することができるだけの期間を考慮した期日）に送達できるとき。</p> <p>ロ （同左）</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 換価の効果及び換価財産の権利移転の手続</p> <p>（同左）</p> <p>（動産の権利移転手続）</p> <p>99 動産の権利移転手続については、次による（徴収法第 119 条）。</p> <p>(1) 動産を搬出している場合</p>

換価事務提要（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>(省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 買受人の指定する運送業者に運送させることにより買受人に引渡しをする方法 期間入札又は期間競り売りの方法により換価した場合において、買受人が運送業者による運送を希望するときには、この方法によることができる。 <u>期間入札</u>の場合には、買受代金の納付期限までに、買受人から「公売財産送付依頼書」（様式 308020-098）とともに、住所（所在地）及び氏名（名称）を記載した運送伝票を提出させる。 <u>また、期間競り売りの場合には、買受代金の納付期限までに、買受人にインターネット上のサイトで運送業者や配達希望日時等の必要な情報を登録させる。ただし、買受人が当該サイトにこれらを登録せず、かつ、運送業者による運送を希望するときには、期間入札の場合に準じるものとする。</u></p> <p>なお、次に掲げる場合には、原則として運送業者への引渡しをしないこと。</p> <p>(イ) <u>買受代金の納付の期限までに必要書類の提出がない場合若しくは提出書類に不備がある場合又は買受代金の納付の期限までにインターネット上のサイトにおいて運送依頼に関する登録がない場合若しくは登録内容に不備がある場合</u></p> <p>(ロ)・(ハ) (省略)</p> <p>(注) <u>これらの取扱いは、買受人の責任において運送業者を指定し、税務署長を通じて手配した運送業者への公売財産の運送を依頼するものであり、運送中に生じた事故等による損害について税務署長は責任を負わない。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>(不動産の権利移転手続)</p> <p>101 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 住所証明書の提出</p> <p>税務署長は、買受人から(1)の請求があったときは、買受人の住所を証するもの（以下「住所証明書」という。）として、買受人の住所を証する市町村長（特別区の区長を</p>	<p>(同左)</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 買受人の指定する運送業者に運送させることにより買受人に引渡しをする方法 期間入札又は期間競り売りの方法により換価した場合において、買受人が運送業者への運送依頼を希望するときには、この方法によることができる。<u>この方法による場合には、買受代金の納付の期限までに、買受人から「公売財産送付依頼書」（様式 308020-098）とともに、住所（所在地）及び氏名（名称）を記載した運送伝票を提出させるものとする。</u></p> <p>なお、次に掲げる場合には、原則として運送業者への引渡しをしないこと。</p> <p>(イ) 買受代金の納付の期限までに必要書類の提出がない場合又は提出書類に不備がある場合</p> <p>(ロ)・(ハ) (同左)</p> <p>(注) 「<u>公売財産送付依頼書</u>」は、買受人の責任において運送業者を指定し、税務署長を通じて手配した運送業者へ公売財産の運送を依頼するものであり、運送中に生じた事故等による損害について税務署長は責任を負わない。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(不動産の権利移転手続)</p> <p>101 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 住所証明書の提出</p> <p>税務署長は、買受人から(1)の請求があったときは、買受人の住所を証するもの（以下「住所証明書」という。）として、買受人の住所を証する市町村長（特別区の区長を</p>

換価事務提要（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>含むものとし、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に定める指定都市にあつては区長とする。)、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（買受人が個人の場合には住民票の写し（<u>個人番号の記載がないもの</u>）、法人の場合には商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出させること（不動産登記令第 7 条第 1 項、別表の 30 参照）。</p> <p>(3)～(9) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 換価代金等の処理</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 配当及び充当の手続</p> <p>（配当計算書に関する異議の申出があった場合の交付）</p> <p>133 （省略）</p> <p>（注）1 換価代金等の配当に関して異議を有する者が通則法の規定による<u>再調査の請求</u>と徴収法第 133 条第 2 項《配当計算書に関する異議》の規定による異議の申出とを併せてした場合において、上記本文による申出が認められなかったときは、通則法の規定による<u>再調査の請求</u>のみが審理されることとなることに留意する（徴基通第 133 条関係 3 の本文）。</p> <p>2 通則法の規定による<u>再調査の請求</u>だけがされた場合において、その<u>請求</u>の内容が徴収法第 133 条第 2 項の規定による異議に該当するときは、その部分については、この条の異議の申出が併せてされたものとして取り扱うことに留意する（徴基通第 133 条関係 3 のなお書）。</p> <p>(1)～(6) （省略）</p> <p>（充当の手続）</p> <p>135 換価代金等（差し押さえた金銭及び交付要求を受けた金銭を含む。以下この章において同じ。）を滞納処分費及び滞納国税に充てる場合には、管理運営事務提要（事務手続編）第 4 編第 5 章第 5 節第 2 款第 <u>2</u> の 2 の (1) 《充当手続》に定めるところにより、充当の決議及び処理をする。</p>	<p>含むものとし、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に定める指定都市にあつては区長とする。)、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（買受人が個人の場合には住民票の写し、法人の場合には商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出させること（不動産登記令第 7 条第 1 項、別表の 30 参照）。</p> <p>(3)～(9) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 換価代金等の処理</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 配当及び充当の手続</p> <p>（配当計算書に関する異議の申出があった場合の交付）</p> <p>133 （同左）</p> <p>（注）1 換価代金等の配当に関して異議を有する者が通則法の規定による<u>異議の申立て</u>と徴収法第 133 条第 2 項《配当計算書に関する異議》の規定による異議の申出とを併せてした場合において、上記本文による申出が認められなかったときは、通則法の規定による<u>異議の申立て</u>のみが審理されることとなることに留意する（徴基通第 133 条関係 3 の本文）。</p> <p>2 通則法の規定による<u>異議の申立て</u>だけがされた場合において、その<u>申立て</u>の内容が徴収法第 133 条第 2 項の規定による異議に該当するときは、その部分については、この条の異議の申出が併せてされたものとして取り扱うことに留意する（徴基通第 133 条関係 3 のなお書）。</p> <p>(1)～(6) （同左）</p> <p>（充当の手続）</p> <p>135 換価代金等（差し押さえた金銭及び交付要求を受けた金銭を含む。以下この章において同じ。）を滞納処分費及び滞納国税に充てる場合には、管理運営事務提要（事務手続編）第 4 編第 5 章第 5 節第 2 款第 <u>3</u> の 2 の (1) 《充当手続》に定めるところにより、充当の決議及び処理をする。</p>

換価事務提要（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>なお、滞納処分費（徴収法第 10 条により他の国税、地方税その他の債権に優先する直接の滞納処分費を除く。）については、その徴収の基因となった国税に先立って配当し、又は充当することに留意する（徴収法第 137 条、徴基通第 137 条関係 1）。</p> <p>また、差し押さえた金銭及び交付要求により交付を受けた金銭を充当した場合には、「充当通知書」により滞納者に通知する（徴基通第 129 条関係 4）。</p> <p>（滞納税目間の充当の順序等）</p> <p>136 換価代金等を滞納国税に充てる場合において、滞納国税が複数の税目又は納期限にわたるときにおける充当の順序は、次によるものとする。</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p><u>(1) 充当の対象となる国税</u> <u>差し押資産の換価代金等の配当又は強制換価手続に対する交付要求により配当を受けた場合の受入金等は、徴収の基因となった国税（附帯税及び滞納処分費を含む。以下、(1)及び(2)において同じ。）に充当する。</u></p>	<p>なお、滞納処分費（徴収法第 10 条により他の国税、地方税その他の債権に優先する直接の滞納処分費を除く。）については、その徴収の基因となった国税に先立って配当し、又は充当することに留意する（徴収法第 137 条、徴基通第 137 条関係 1）。</p> <p>また、差し押さえた金銭及び交付要求により交付を受けた金銭を充当した場合には、「充当通知書」により滞納者に通知する（徴基通第 129 条関係 4）。</p> <p>（滞納税目間の充当の順序等）</p> <p>136 換価代金等を滞納国税に充てる場合において、滞納国税が複数の税目又は納期限にわたるときにおける充当の順序は、<u>税務署長の自由裁量に属するものであるが、おおむね次によるものとする（徴基通第 129 条関係 18）。</u></p> <p><u>(1) 原則的な充当順序</u></p> <p>イ <u>延滞税及び利子税と本税との間では、まず本税に充てた後に延滞税及び利子税に充てること（徴収法第 129 条第 6 項参照）。また、各種加算税と本税との間では、まず本税に充てた後に各種加算税に充てるものとする。</u></p> <p>ロ <u>各種加算税と延滞税及び利子税との間の充当順序は、まず延滞税に充てた後に利子税、各種加算税の順に充てるものとする</u>（管理運営事務提要（事務手続編）第 4 編第 5 章第 5 節第 2 款第 3 の 2 の (1) のイの (ハ)）。</p> <p>ハ <u>滞納国税が複数の税目又は納期限にわたるときにおいては、最も古い納期限に係る国税から順次に充てること。ただし、この充当順序によることが徴収上不利となる場合には、この限りでない。</u></p> <p><u>(2) 納税者の意思の尊重</u> <u>換価代金等を本税に充てることにつき、納税者からその順序について申出があり、かつ、その申出によることが徴収上不利とならない場合には、その申出によって差し支えないこと。</u></p> <p>（新設）</p>

換価事務提要（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p><u>なお、「徴収の基因となった国税」とは、配当を受ける根拠となる差押え又は交付要求に係る国税であって、その配当が他の債権に優先して受けたものであるときは、その優先する国税をいう。</u></p> <p>(2) 徴収の基因となった国税が複数ある場合の充当順序</p> <p><u>徴収の基因となった国税が複数ある場合は、次のイからハの順に充当の順序を決定する。</u></p> <p>イ <u>本税の優先充当</u> <u>滞納処分費に充当した後の受入金等の額が、本税及び附帯税の合計額に不足する場合は、本税から充当する（徴収法第 129 条第 6 項）。</u></p> <p>ロ <u>複数の本税間の順序</u> <u>上記イにおいて、複数の本税がある場合は、次の順に充当する。</u></p> <p>(イ) <u>滞納者が物的担保を提供している本税と、物的担保を提供していない本税がある場合は、物的担保を提供している国税から順に充当する（民法第 489 条第 2 号）。</u> <u>なお、納税保証は、物的担保に該当しないことに留意する。</u></p> <p>(ロ) <u>上記(イ)において、滞納者が物的担保を提供している本税が複数ある場合、又は物的担保を提供していない本税が複数ある場合は、納期限の古いものから順に充当する（民法第 489 条第 3 号）。</u></p> <p>ハ <u>複数の附帯税間の順序</u> <u>本税に充当した後、複数の附帯税がある場合は、上記ロと同様に充当する。</u> <u>なお、納期限が同一の附帯税が複数ある場合は、延滞税、利子税、加算税の順に充当する（管理運営事務提要（事務手続編）第 4 編第 5 章第 5 節第 2 款《歳入歳出外現金の領収》参照）。</u></p> <p style="text-align: center;">第 8 章 特殊財産についての換価</p> <p>(省略)</p>	<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 特殊財産についての換価</p> <p>(同左)</p>

換価事務提要（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後		改正前	
<p>(農地等の換価)</p> <p>141 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 買受適格証明書の提出等 (省略) イ・ロ (省略)</p>		<p>(農地等の換価)</p> <p>141 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 買受適格証明書の提出等 (同左) イ・ロ (同左)</p>	
区	分	区	分
1 (省略)	(省略)	1 (同左)	(同左)
2 農地法第5条第1項の許可又は同条第4項の協議の成立	<u>都道府県知事又は指定市町村(農地法第4条第1項に規定する指定市町村をいう。)の長</u>	2 農地法第5条第1項の許可又は同条第4項の協議の成立	<u>地方農政局長</u> (北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)
(削除)	(削除)	(1) <u>同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地を取得しようとする場合(農地法施行令第8条第1項各号に掲げる地域の開発又は整備に関する法律の定めるところによる場合で、同令第16条に規定する要件に該当するものを除く。)</u>	<u>都道府県知事</u>
(削除)	(削除)	(2) (1)以外の場合	(同左)
3・4 (省略)	(省略)	3・4 (同左)	(同左)
(注) 1～3 (省略)		(注) 1～3 (同左)	
(3)～(5) (省略)		(3)～(5) (同左)	
第10章 <u>不服申立てがあった場合等の処理</u>		第10章 <u>異議申立てがあった場合等の処理</u>	
この章は、国税に関する法律の規定に基づく処分につき、 <u>税務署長又は国税不服審判所長</u> に対して <u>不服申立て</u> があった場合等における換価事務の処理手続について定めたものである。		この章は、国税に関する法律の規定に基づく処分につき、 <u>税務署長</u> に対して <u>異議申立て</u> があった場合等における換価事務の処理手続について定めたものである。	

換価事務提要（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>ある。</p> <p>（不服申立てと換価の制限）</p> <p>159（省略）</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 滞納処分の続行の停止等</p> <p>税務署長は、必要があると認めるときは、当該不服申立てをした者の申立てにより又は職権で、不服申立ての目的となった処分に係る国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、又は滞納処分の続行の停止をすることができるから、これらの猶予又は続行の停止があったときは、その後の換価手続は進めることができないこと（通則法第105条第2項参照）。</p> <p>また、税務署長は、国税不服審判所長から徴収の猶予若しくは滞納処分の続行の停止を求められ、又は差押えをしないこと若しくはその差押えの解除を求められたときは、審査請求の目的となった処分に係る国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し若しくは滞納処分の続行を停止し、又はその差押えをせず、若しくはその差押えを解除しなければならないから、このときは、その後の換価処分は進めることはできないこと（通則法第105条第6項参照）。</p> <p>(3)（省略）</p> <p>(4) 換価の留保</p> <p>税務署長に対してされた再調査の請求に対する決定があった場合において、その決定が却下、棄却、一部取消し又は事実行為の一部の撤廃であるときには、当該決定に係る通則法第77条第2項《審査請求の期限》に規定する「審査請求書」の提出期限までは、換価は行わないこととして取り扱うこと（徴基通第90条関係11参照）。</p> <p>なお、この場合には通則法第77条第2項ただし書《<u>正当な理由がある場合の不服申立期間の延長</u>》の規定は考慮しないこととして差し支えない。</p> <p>(注)1 不動産等についての公売公告（随意契約による売却の通知を含む。）から売却決定までの処分に対する不服申立ては、通則法第77条第1項《<u>不服申立ての期限</u>》又は同条第2項《審査請求の期限》に規定する期限と、徴収法第171条第</p>	<p>（不服申立てと換価の制限）</p> <p>159（同左）</p> <p>(1)（同左）</p> <p>(2) 滞納処分の続行の停止等</p> <p>税務署長は、必要があると認めるときは、当該不服申立てをした者の申立てにより又は職権で、不服申立ての目的となった処分に係る国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、又は滞納処分の続行の停止をすることができるから、これらの猶予又は続行の停止があったときは、その後の換価手続は進めることができないこと（通則法第105条第2項参照）。</p> <p>また、税務署長は、国税不服審判所長から徴収の猶予等又は差押えの解除等を求められたときは、審査請求の目的となった処分に係る国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し若しくは滞納処分の続行を停止し、又はその差押えをせず、若しくはその差押えを解除しなければならないから、このときは、その後の換価処分は進めることはできないこと（通則法第105条第6項参照）。</p> <p>(3)（同左）</p> <p>(4) 換価の留保</p> <p>税務署長に対してされた異議申立ての決定があった場合において、その決定が却下、棄却、一部取消し又は事実行為の一部の撤廃であるときには、当該決定に係る通則法第77条第2項《審査請求の期限》に規定する「審査請求書」の提出期限までは、換価は行わないこととして取り扱うこと（徴基通第90条関係11参照）。</p> <p>なお、この場合には通則法第77条第3項《<u>天災等の場合の異議申立書の提出期限の延長</u>》の規定は考慮しないこととして差し支えないこと。</p> <p>(注)1 不動産等についての公売公告（随意契約による売却の通知を含む。）から売却決定までの処分に対する不服申立ては、通則法第77条第1項《<u>異議申立ての期限</u>》又は同条第2項《審査請求の期限》に規定する期限と、徴収法第171条第</p>

換価事務提要（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>1 項第 3 号《不動産等の換価処分に関する不服申立ての期限の特例》の換価財産の買受代金の納付の期限とのうち、いずれか早い方の期限までにしなければならないことに留意する（徴収法第 171 条第 1 項参照）。</p> <p>2 不動産等についての公売公告（随意契約における売却の通知（93 の（3））を含む。）から売却決定までの処分及び換価代金等の配当に係る再調査の請求書又は審査請求書が郵便又は信書便により提出された場合には、郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなす旨の通則法第 22 条の規定は準用されないことから、原則どおり、これらの再調査の請求書又は審査請求書が<u>税務署長又は国税不服審判所長</u>に到達した時にその提出がされたことになる。したがって、再調査の請求又は審査請求が適法な不服申立期間（同法第 11 条、第 77 条第 1 項から第 3 項まで）内にされたものか否かについては、これらの再調査の請求書又は審査請求書が<u>税務署長又は国税不服審判所長</u>に到達した日より判断することに留意する（徴収法第 171 条第 3 項参照）。</p>	<p>1 項第 3 号《不動産等の換価処分に関する不服申立ての期限の特例》の換価財産の買受代金の納付の期限とのうち、いずれか早い方の期限までにしなければならないことに留意する（徴収法第 171 条第 1 項参照）。</p> <p>2 不動産等についての公売公告（随意契約における売却の通知（93 の（3））を含む。）から売却決定までの処分及び換価代金等の配当に係る異議申立書又は審査請求書が郵便又は信書便により提出された場合には、郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなす旨の通則法第 22 条の規定は準用されないことから、原則どおり、これらの異議申立書又は審査請求書が<u>税務署長</u>に到達した時にその提出がされたことになる。したがって、<u>異議申立て又は審査請求が適法な不服申立期間（同法第 11 条、第 77 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 項）</u>内にされたものか否かについては、これらの異議申立書又は審査請求書が<u>税務署長</u>に到達した日より判断することに留意する（徴収法第 171 条第 3 項参照）。</p>